久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

- 1. 開催日時 令和3年10月5日(火)午後1時28分
- 2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室 51、52
- 3. 出席委員

- 1番 村 田 正 己
- 2番 山口吉広
- 3番 久 乗 清 和
- 4番 上 田 幸 子
- 5番上田隆健
- 6番中村日出美
- 7番 田 中 壽 嗣
- 8番 内 田 裕 夫
- 9番 石 塚 義 博
- 10番 辻 村 忠 雄
- 11番 南 和 弘
- 12番 芳 川 清 志
- 13番 林 勉
- 1 4 番 森 一 博
- 15番 井 上 文 彦
- 16番 神 原 均
- 17番 内 田 孝 司
- 18番 川 嶋 久 治
- 19番 吉 田 武
- 20番 林 吉 一

4. 会議録署名委員 9番 石 塚 義 博 10番 辻 村 忠 雄

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長 山澤貴志子

農業委員会事務局 籔 内 雄 基

農業委員会事務局 髙 橋 華 寿 紀

農業委員会事務局 松澤 弘 美

6. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3条許可)

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に

ついて (利用権設定)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定に

ついて (所有権移転)

7. 会議の経過

みなさま、こんにちは。それでは、令和3年第10 回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただ きます。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる9月27日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

- 1番 村田委員
- 3番 久乗委員
- 7番 田中会長
- 19番 吉田委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあい さつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議 案 第 1 号 農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て (3 条 許 可) 2 件

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の決定について(利用権設定)6件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1 項の決定について(所有権移転)2件

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員の指名をいたします。9番の石塚委員、10番の辻村委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それではさっそくですけども、議案第1号から審議 をお願いをいたしたいと思います。議案第1号農地法 (会長)

第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号13と受付番号14の案件に つきまして、現地調査の報告をさせていただきます。 本件該当地については、特に問題のないものと思われます。以上です。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号13の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号13について議案書 1ページをご覧下さい。内容については記載のとおり です。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

議案第1号受付番号13、この案件につきまして、 何かご意見ご質問はございませんか。

生前贈与の案件です、よろしいですか。それでは特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第1号受付番号1 3を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第1号受付番号14の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号14について議案書3ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書4ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 2ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

議案第1号受付番号14、この案件につきまして、 何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入りたいと思います。

議案第1号受付番号14を許可することに賛成の 農業委員さんの挙手をお願いたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたしま す。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第 18条第1項の決定について、利用権設定を議題とい たします。

まず、議案第2号受付番号87から受付番号90について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号87から受付番号90の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地について、受付番号87から受付番号89は、特に問題ないものと思われます。

受付番号90については、パイプハウスを建設中ですが、周辺農地に影響はないものと思われます。以上です。

(会長)

それではまず、議案第2号受付番号87の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号87について議案書5ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書6ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

議案第2号受付番号87について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号87について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま す。

続きまして、議案第2号受付番号88と受付番号89、この2件につきましては、借り手が同じ方ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

議案第2号受付番号88について議案書7ページ 上段をご覧下さい。

次に、議案第2号受付番号89について議案書7ページ下段をご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書8ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 4ページと 5ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号88と受付番号89について説明がありました。この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号88と受付番号89について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号90の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号90について、議案書9ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧下さい。

その第18条調書の第3項第2号イの全部効率利用のところ、「借人の経営農地は全て適正に管理され

ており、保有している機械の能力、農作業従事者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。」についてですが、農作業従事者の状況等を見させていただいて、見込まれないと判断し、バツとさせていただいてます。

また、所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号90、この案件につきまして、事務局から説明がございました。この件について、何か皆さん方からご意見ご質問はございませんか。

はい、●●●●委員。

(●●●●委員)

今のとこでございますけども、第3項第2号イが不適格というふうに理解したらいいんですかいな、その部分が。

(事務局)

そうですね。農作業従事者として見させていただいて、効率的に利用できるものとして見込まれないということで、判断をさしていただいてます。

(●●●●委 員) そういうことで、農業委員の皆さんが判断されるっ ちゅうことでいいんですね。

(事務局)

そうです、はい。

(会長)

そのほか、何かご質問等ございませんか。よろしい ですか。

はい、●●委員。

(●●委員)

今の第3項2号イやね。

はい。

(●●委員)

ということは、これを適正に農地として、そういう 人員が、人がいないということですね。ということは、 どういうことやねん、ほんなら。建物だけ建てといて、 確保しとくっていう意味ですか。

(事務局)

人がいないのではなくて、今回、この●●●●●● ●●で出てきてるんですけども、●●●●●●の

●●で出てきてるんですけども、●●●●●ほうと代表者が同一人物になってきます。

その中で、●●●●●●に関しましては、●●●

●に第4条の転用の許可がおりてますけども、建物の関係で違反というふうなかたちになってる中で、農業従事者として、同じ代表者で見さしてもらったときに、こちらに関しては、利用権設定をしても効率的にというか、正しく使われるように、今、現段階では見込まれないというふうな判断をさせてもらってます。

(●●委員)

そしたら、適格者でないということは、この土地を、 利用権設定を受けてどうされるんです、ほなここは。

(事務局)

どういうふうに使うかっていうことですかね。

(●●委員)

この今の●●●●●か、●●●●と●やね。これ は適格者ではないっちゅうことやね。

(事務局)

そうですね、今の現段階では、そちらのこともあるので、今の時点で、うちとしては見込まれるという判断は。

(●●委員)

でけへんっていうことやね。

(事務局)

できないということです。

はい、わかりました。

(会長)

そのほか、はい、●●委員。

(●●委員)

ちょっとよくわからないんですけども、法人なんですね、●●●●●●●もこの●●●●●●● ね。で、法人ということは別人格なんですね。

(事務局)

はい。

(●●委員)

代表者がたまたま同じ人がされてて、そこでこの 3項2号イのね、借人の経営農地は全て適正に管理されておると、これに今、反するということですね。

(事務局)

そうですね。

(●●委員)

判断としては。

(事務局)

農作業従事者の状況等を見さしていただいて、判断はさせてもらってます。

(●●委員)

そうですね、その時にね、ここでいう借人のという、この部分が個人の場合と、法人が雇用している法人の場合とあるんですけども、この判断がね、借人の判断が、代表者が一緒やからいうことで、今の該当しないという判断でいいのかね、これがちょっとよくわからないんですけれども。それとあと、耕作面積ですね。

(事務局)

はい。

(●●委員)

これはなにをもって、この法人の●●●●●●● ●ですか、とか●●●●●●の所有じゃないです ね。

これは●●●●●●●●としての耕作面積ですね。

(●●委員)

これはそうですか。

(事務局)

●●●●●●●分が入ってるわけではないです。●●●●●●●●だけの分です。

(●●委員)

入ってるわけではないでしょ。そしたらなおのことね、ここの耕作面積の判断も別人格でしてるといいうことにはなれへんのかなと思っててね、ちょっとしっぽりいかへん、だいたい言うてはることはわからんとはないですけど、ただ、その判断でいいのか、借人のね、判断がこれでい経営農地はすべて、ここの借人のね、判断がこれでいいのかいうのがちょっとわかりにくいんですけど、ちょっと疑問だけで、それ以上ちょっと言いませんけ

(事務局)

はい。

(会長)

そのほか、何かご意見等ございませんか。あればちょうだいをいたしたいと思います。

はい、●●●委員。

(●●●委員)

ちょっと今の続きなんですけど、関連ですけれど も、名前変えてええねんやったら、何か問題起こった らすぐ名前変えて、その名前で登録したらいけんのち ゃうの。

(事務局)

そうですね。

(●●●委員)

そういうふうにとれるわね。

(事務局)

そういうふうに捉えられますね。

▶●委員)│ 次から次、名前変えて登録したらなんぼでもできる っちゅうことになりますよ。その辺を判断して、農業 委員の方が判断してもらわな、そら。

(会長)

はい、色々とですね。

(●●委員)

最後もう一点だけ。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

ちょっと今のもわかるんですけども、この判断で、 例えばどちらかの農業委員会とかね、ちょっとこう、 相談されたということはないんですかね。この借人て いう法人格が別の場合の判断の仕方ですけども。今現 在は町独自の判断ということですかね。

(事務局)

そうですね、うちのほうは実態として、代表者が同 一ですし、指揮をとってるっていう部分でも、この代 表者が両会社に対して指揮をとってますし、そういう ところから見させてもらってますね。

(●●委員)

ちょっと法律上の判断ですんで、できたらなんか、 そういうような情報を京都府とかに確認されたほう がいいかなっていう気はします。

(事務局)

はい。

(会長)

● ● 委 員。

(●●委員)

ちょっとこれ、あの僕が勘違いしてるかもわからへ んねんけども、ひとつは名前が変わったということ で、片一方の●●●●●●●●と違って、●●●● ●●には耕作するだけの人数の人がいはったら適 正やと、しかし同じ人数、名前を変えてした場合に、

|これが耕作できない、耕作できるだけの人数がいいひ んのちゃうかっていう問題を言うたはんのか、それと も、適格のペケの中に、経営農地のすべてが適性に管 理されてないていう部分を言うてはんのか、ちょっと どっちかわからんのですけども。それで今、●● 員のほうからありましたように、その名前変えて、不 正いうたらおかしいけども、法人で名前を変えて、そ んだけの人数もいる農地を変えて、名前を変えていく のも、これもおかしな話かなと思ったり、それをここ んとこで受付けるいうこと自体も、法人でそんだけ ▶●●はようけいはんねんけども、●● ●●のほうには、事実はいはらへんのか、同じ 名前やというそこらのあやふやなもんでええのかな と受け取れる時にね、それを思たりもするんですわ。 それと今、ここんとこでペケをうったはんのは、そう いう問題じゃなしに、前回の議題にもありました、不 手際があって、反省もしてはるらしいんですけども、 それの結局、不手際があるから、それも含めて、それ をクリアしてないのにこっち側もどうですかという とを言うてはんのか、ちょっと僕にしたら話がわか らない、どっちの部分なんです。

(事務局)

(●●委員)

そしたらね。

(事務局)

はい。

(事務局)

そうです、はい。

(会長)

はい、その他、何か。

(●●●●麥員)

これ造成のほうは、埋め立てのほうは、●●●さんがしたんですね。そしたらこれ、坪単価、単あたり三万円いうのは、これで合うんですかね。工事してはりましたやろ。

(事務局)

はい。

(●●●●委員)

●●●さんが。ほなこれ、年間九万円で合うんですか。

(事務局)

金額的なところでということですかね。そこは双方でのお話になってきますし、うちからそこの金額が適 正かっていうのはちょっと難しいかなとは。

(会長)

その他、何かご意見等あればちょうだいいたしたい と思いますが、どうでしょう。

どっち側の判断をさしてもうて、賛成とかあれ、手あげたらええの、これ。今、言うてるふたつの問題がでてきたというのは、法人をふたつに変えてやってるちゅう問題と、前のあれは、それがあるさかいにこれをしたるというので、私らに賛成を求めはったと思うんですけども、どっち側を、両方の判断いくのか。

(事務局)

現時点で、農作業従事者の状況見さしてもらって、経営農地すべてに●●●●●●のほうが正しく管理されてない部分もあるのでっていうような判断でうちはバツとさしてもらってます。そこを見てもらえれば。

(●●委員)

ほな建物やね、経営ていうよりも。

(事務局)

そうですね、建物ですね。

(●●委員)

建物のほうやね、そやね。それがあるから、これは あれやのに、こちらにいくのかという判断で手上げて ええか。そっち側のほうやね、わかりました。

(事務局)

そうです、はい。

(会長)

その他、●●委員。

(●●委員)

すみませんね、あのしつこいですけども、これのこれからの採決、農業委員で採決されると思うんですけどね、これ、法に基づく決定なんですね。その時に、仮に否決された場合、この不服申し立てとか異議申し立て、例えば行政不服審査法とかの関係でね、これの時にどういう、そういうなことも考えられるんですかね。仮に否決した場合の話なんですけどね。当然そういうなことも行政のあれですんで、考えといて対応し

ていくということで、事務局のほうはそのへん説明された中で、農業委員さんに判断してもらうというのも必要じゃないかと思うんですけど。

(会長)

いろいろとご意見を頂戴しておりますけども、その他どんなことでも結構ですので、かなり注目度の高い案件です。

●●●委員。

(●●●委員)

●●はどう思われます。

 $(\bullet \bullet)$

私ですか。

(●●●委員)

はい。

 $(\bullet \bullet)$

私の個人的な意見、個人的な意見述べるのはどうかとは思うんですけども。

(●●●委員)

意見聞かしといてもらわんと。

 $(lackbox{ } lackbox{ } lackbox{ } lackbox{ })$

●●さんの、今回は●●●●●●●さんは関係ないんですけども、●●●●●●●さんと経営者、代表者が同じという扱いの中ですね、足を引っ張るわけじゃないんですけど、やはり総合的に、やっぱり考えていく必要があるのかなというふうに私は思っております。そのほか、何かご意見等ございませんか。はい、●

(●●委員)

以前から問題になってる●●●の件ですけど、その後の進展というか、解決というか、それは目途とかついたんですか。

(事務局)

今、目途はついてます。目途はついてるというか、 実際、山城北土木事務所の方にも是正計画も正式に提 出されて受理もされてますし、今、まあその是正に向 かっての手続きであったりっていうのは、山城北土木 事務所、また、うちの農業委員会の事務局とも手続き を進めていくかたちで、対応はさしてもらってます。

 $(lackbox{ } lackbox{ } lackbox{ } lackbox{ })$

 $(lackbox{ } lackbox{ } lackbox{ })$

し、どうです。ちょっと悩ましい案件なんですけども。 よろしいですか、もう意見ございませんか。

(●●●委員)

もう1回だけ。

(会長)

はい、●●●委員。

(●●●委員)

ちょっとだけ言わしてもう。あの私ら思うんのではね、やった終わっていまれんでいからとでいかって終わって、もんというなんとでいから、ただ、いったといったがあい、なってがあるというがあるというがあるというのでは、やってもいがあるというのでは、やってもいって、というんやったら楽でよろしいわ。それです、

(会長)

他はございませんか。今、●●●委員が言われたような、ぶっちゃけた話、そのとおり言われる話なんですけども、よろしいですか。

あの地域的にですね、他の方々もこれをいろいろと注目されてる案件だというふうに思っておるんですけども、どういうふうにされていくのかというのが一番注目されているような状況です。その中で皆さん方のご判断を経て、これから採決に入りたいと思いますが、よろしいですか。

よろしいですか。もう意見はございませんか。それでは、皆さん方からいろいろとですね、ご意見をちょうだいをいたしました。それでは、この案件につきまして採決に入りたいと思います。

(会長)

それでは、採決に入ります。議案第2号受付番号90について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

挙手なし。よって、この件につきましては、否とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第2号受付番号 91につきましては、●●委員に対する案件でありま すので、農業委員会に関する法律第31条の規定によ り議事参与の制限によりまして、退席のほうをよろし くお願いをいたします。

(●●委員 午後2時2分 退席)

(会長)

それでは、議案第2号受付番号91の案件につきまして、まず現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号91の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われます。以上です。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号91の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号91について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 7ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

議案第2号受付番号91の案件につきまして、何か ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入ります。

議案第2号受付番号91について、可とすることに 賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま す。

(●●委員 午後2時3分 入室)

(会長)

これから審議をしていただく議案第2号受付番号 92につきましては、●●委員に関する案件ですの で、議事参与の制限によりまして、退席のお願いをい たします。

(●●委員 午後2時3分 退席)

(会長)

それでは、議案第2号受付番号92の案件について、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号92の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題のないものと思われます。以上です。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号92の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号92について議案書13ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。

なお、貸し手については14ページの別紙をご覧下さい。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 8ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

議案第2号受付番号92について、何かご意見ご質問ございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第2号受付番号9 2について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙 手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま す。

(●●委員 午後2時5分 入室)

(会長)

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。

議案第3号受付番号15と受付番号16の案件につきましては、関連する内容ですので、まとめて審議をします。

まず、現地調査の報告をお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号15と受付番号16の案件に つきまして、現地調査の報告をさせていただきます。 本件該当地については、特に問題ないものと思われ

ます。以上です。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号15と受付番号16 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号15について、議案書16ページ上段をご覧下さい。

次に議案第3号受付番号16について議案書16ページ下段をご覧下さい。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書17ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 9ページをご覧下さい。

会長よろしくお願いします。

(会長)

議案第3号受付番号15と受付番号16、この2件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第3号受付番号1 5と受付番号16について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま す。

本日の審議につきましては、これで終わりたいと思います。なお、本日は報告案件はございませんので 全員協議会のほうに移らせていただきます。

午後2時8分 終了 ————